

広情個審第11号
平成29年5月31日

広島市長様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年3月26日付け広障精第159号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第99号関係）

答申書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諒問事案】

平成27年3月26日付け広障精第159号の諒問事案（諒問第99号事案）

平成27年2月23日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年3月10日付け広障精第143号で行った公文書不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）に対する同年3月17日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、公文書不存在とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「広島市の精神保健の保健師が精神障害者に作業所に通うように勧める及び病気等の理由で就職活動を止めるよう障害者に指導する事が記載されている業務マニュアル、ガイドライン、業務用文書」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が行った本件不存在決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

広島市の保健師が、場合によっては精神障害者に作業所に通うように勧める及び病気等の理由で就職活動を止めるよう障害者に指導することもあり得るという内容の回答をした。そういう事を書いてある業務マニュアルが存在しないのはおかしい。

3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張等を要約すると、以下のとおりである。

申立人が存在していると認識している業務マニュアル等については、本市において作

成又は取得しておらず本件対象公文書が存在していないため、開示することができない。

なお、区の保健センターの保健師の業務は、平成12年3月31日付け障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知による「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」（以下「厚生省要領」という。）に基づき作成した「広島市精神保健福祉業務運営要領」（以下「本市要領」という。）に基づいて行っているが、これらの公文書の中には申立人が求める内容の記載がないため、本件対象公文書は不存在としたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る本件対象公文書は、「広島市の精神保健の保健師が精神障害者に作業所に通うように勧める及び病気等の理由で就職活動を止めるよう障害者に指導する事が記載されている業務マニュアル、ガイドライン、業務用文書」である。

実施機関は、本件対象公文書を作成又は取得していないとして、本件不存在決定を行った。

(2) 本件対象公文書の不存在の妥当性について

実施機関は、区の保健センターの保健師の業務は、厚生省要領及び本市要領に基づき行っているとのことである。

当審査会が厚生省要領及び本市要領の内容を確認したところ、厚生省要領には地域精神保健福祉における保健所等の役割や業務の実施体制が記載され、本市要領には業務の運営体制や職員の職務内容等や留意事項として「家庭環境の調整、職業に関する指導等を考慮して指導するものとする。」ことが記載されているが、異議申立人の主張する「広島市の精神保健の保健師が精神障害者に作業所に通うように勧める及び病気等の理由で就職活動を止めるよう障害者に指導する事」についての記載は無かった。

また、本件対象公文書を作成していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点があるとはいえない。

したがって、実施機関が、本件開示請求について不存在と決定したことは、妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年月日	処理内容
27.3.26	広障精第159号の諮問を受理（諮問第159号で受理）
28.12.28 (第1回審査会)	第1部会で審議
29.2.10 (第2回審査会)	第1部会で審議
29.2.17 (第3回審査会)	第1部会で審議
29.3.8 (第4回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大橋 弘美	弁護士
片木 晴彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授